

筑西市議会総務企画委員会

会 議 錄

(令和 7 年第 3 回定例会)

筑 西 市 議 会

総務企画委員会 会議録

1 日時

令和7年9月16日（火） 開会：午前9時55分 閉会：午前10時38分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

議案第68号 筑西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び筑西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第69号 筑西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

議案第70号 令和7年度筑西市一般会計補正予算（第4号）のうち所管の補正予算

4 出席委員

委員長 中座 敏和君 副委員長 鈴木 一樹君

委員 水井 信雄君 委員 國府田和弘君 委員 石嶋 巍君

委員 水柿 美幸君 委員 堀江 健一君 委員 榎戸甲子夫君

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 佐竹 学君

委員長 中座敏和

○委員長（中座敏和君） ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立いたしております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしました順番で、条例議案2案及び補正予算議案1案について、所管部ごとに審査願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） また、筑西市議会基本条例第19条による委員間討議を希望される場合は挙手を願います。

それでは、各議案について所管部ごとに審査をしてまいります。

初めに、総務部です。

議案第68号「筑西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び筑西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」審査を願います。

なお、執行部から提出のありました資料は、タブレット端末に格納しております。

人事課から説明を願います。

山川人事課長。

○人事課長（山川 岳君） 人事課の山川です。よろしくお願ひします。着座にて失礼します。

議案第68号「筑西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び筑西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律及び人事院規則の改正に伴い、職員の仕事と生活の両立支援を拡充するため、所要の改正を行うものとなっております。

改正条文の説明につきましては、本会議におきまして西秋総務部長から説明をいたしておりますので、この場では割愛させていただきます。

早速ですが、概要につきましてご説明をいたします。配付いたしましたA4、1枚の別紙資料、こちらを御覧ください。まず、資料の前半部分、上半分につきましては、職員がこの年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるよう、仕事と育児の両立支援制度の利用について、職員に意向確認することを義務づけるものでございます。こちらにつきましては、職員の自己申告書、10月1日基準の提出に合わせて意向調査と、本人や所属長への面談を進めていきたい、そのように考えております。

続きまして、資料の後半部分、下半分につきましては、現行の育児部分休業を拡充するものでございます。改正点は2点ございまして、1点目が、1日当たり2時間の部分休業を取得するに当たって、勤務の初めと終わりだけではなく、勤務時間の途中でも取得が可能になるというものでございます。

続きまして、2点目が、1年間で10日相当の勤務時間を休みに充てられるというもので、正職員の休みで換算しますと、1日当たり7時間45分掛ける10日で、合計77時間30分の休暇を取ることができるというものでございます。

簡単にもう一度申し上げますと、1日2時間の休みを取るか1年で10日分の休みを取るか、いずれかを選択することができる、このような改正内容になっております。

説明は以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

水柿委員。

○委員（水柿美幸君） ご説明ありがとうございます。また、分かりやすい資料提供ありがとうございます。この頂いた資料の真ん中の改正後のところの手順、先ほどご説明あったと思うのですが、この自己申告書により対象者の意向聴取とありますが、この自己申告書、私も一般質問でやらせていただいていて、答弁では年に1回だと思うのですが、途中で環境が変わった場合とかはどのような対応をするのか。また、あとその仕事に急遽穴埋めが必要となります、その辺の対応についてお伺いします。

それとあと、下の表の中で、部分休業が、改正後は第1号と第2号というふうに分かれるようになっておりますが、先ほど言ったように、1号部分休業が30分単位に2時間まで、2号部分休業が1時間単位で1年で10日程度、77時間半ということですが、これはどちらかを選択しなくてはいけないのか。その選択したのがずっと1年間続くのか、その変更をしたい場合には臨機応変に対応できるのかなどをちょっとお伺いしたいなと思います。

○委員長（中座敏和君） 山川人事課長。

○人事課長（山川 岳君） お答えいたします。

職員への周知としまして、まず両立支援ハンドブックというものがございまして、こちらを全職員にインフォメーションをしております。こちらに全て休暇制度とか入っております。あとは、人事課でも常に案内窓口がありますよというインフォメーションをしていますし、このハンドブックにつきましては、全職員がアクセスできるファイルサーバーにデータを格納しておりますので、いつでも閲覧ができます。あとは、女性職員はマル福対応時にご案内ができる。男性職員については、奥様が妊娠したときとか声をかけてくださいねというのを都度言うようにしてフォローしていきたいと思っております。

続きまして、職場の穴埋めなのですが、イクボス宣言はしていないものの、今でも同じなのですが、休みを取りやすくするために業務効率を上げて、休みを取る職員がいるのですけれども、業績が下がらないように工夫して、皆さんで管理職が中心となって助け合いをする、それは今でもやっております。それを進めていきたいと考えております。

続きまして、1号部分休業、2号部分休業。1号部分休業が30分単位2時間まで、2号部分休業が1年で約77時間30分取れるということで、こちらはどちらかいかずれかを選択しなくてはならないのですが、一応特別な事情があるときに限って変更できるというふうになっております。その特別な事情なのですが、配偶者が負傷したり病気で入院したり、あとは配偶者と別居したり、家庭環境が変わるとき、そういう理由で、養育予定だった配偶者が養育困難に陥った場合に、市長が認める場合には変えられるというふうにはなっております。あとは、保育施設の入所を予定していたのに急遽当分の間は入れない、そういう理由のときに変えられるという制度になっております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） ご説明ありがとうございます。そうしますと、最初の質問のご答弁の中では、自己申告書というのではなく、両立支援のハンドブックの中に、いろいろ手続の方法だったり、そういうのが書いてあるということで、いつそういう立場に環境が変わったときでも、そういうところで申込みとか

そういう申告ができるような案内が書いてあるという理解でよろしいのですね。

それから、1号部分休業、2号部分休業の切替えについては、特別なことがあればできるということなのですが、それは所属長によって相談して変わっていけるということですね。1号部分休業のほうで30分単位に2時間までとありますが、この30分単位に2時間まで、7時間45分ですので、2時間まで。これは5時間45分まで減らすことができるということですね。その判定というのは毎月あるのですか。2時間までとかというのは、就業の忙しさによって、この日は2時間取ります、この日は1時間取ります、この日は30分でしたとかというふうな臨機応変な対応がこれできるのかどうかお伺いします。

○委員長（中座敏和君） 山川人事課長。

○人事課長（山川 岳君） お答えいたします。

こちらは最初の申請で、まず例えばお母さんが、お父さんでもいいのですけれども、保育園の朝の送迎が必要、夕方のお迎えが必要という1日の生活のプログラムが決まっている場合に、例えば朝と夜と取りましょうという、そういう申請を先にしていただくというものになっております。その方の1日の生活に合わせて最初の申請で決めていただくということになっております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） それでは、申請したときに、朝30分、夕方30分といったのは崩れないということでおよろしいでしょうか。

○委員長（中座敏和君） 山川人事課長。

○人事課長（山川 岳君） 最初の申請に基づき、そのまま行っていただくというのが原則になります。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 大変いい制度だと思います。これで、実際実施するに当たって取得率、これはどのぐらい目指しているのかというのと、年次有給休暇との併用は可能だと思うのですが、そこを確認いたします。

○委員長（中座敏和君） 山川人事課長。

○人事課長（山川 岳君） お答えいたします。

取得率なのですが、実際に今、育児部分休業を令和7年度8月31日時点で取っている職員が、男2人、女34人、合計36人、今の制度で取っている人数になります。今後こちらが予想しているのは、2号について、年間で77時間30分取れるというのは、主に男性職員が取るのではないかと考えております。育児休業だけで考えると、男性で5人ほど取っておりますので、職員の1%ぐらいが利用するのではないかという想定をしております。

続きまして、年次有給休暇と一緒に取得できるか、組合せで取れるかというのは、今回柔軟な対応で改正しておりますので、できるようになっております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） どうもありがとうございます。取得率1%ということで、これ高いのか低いのかというあたりなのですが、いい制度をつくってもそれが活用されないと制度的にはどうなのかなというよ

うな今の説明で思いました。せめて半分ぐらいこの制度が生かされるというのが必要なのかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（中座敏和君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第68号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第68号の採決をいたします。

議案第68号「筑西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び筑西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で総務部の審査を終了します。

ここで執行部の入替えをお願いいたします。

〔総務部退室。企画部入室〕

○委員長（中座敏和君） 次に、企画部所管の審査に入ります。

議案第69号「筑西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」審査を願います。

情報DX推進課から説明を願います。

飯島情報DX推進課長。

○情報DX推進課長（飯島紀幸君） 情報DX推進課の飯島です。着座にて失礼いたします。

議案第69号「筑西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

まず、この条例はマイナンバー法に規定された事務以外で、本市で独自にマイナンバーを利用する事務を規定し、また府内連携を可能にするための条例でございます。現在本市では、住民基本台帳、地方税等の情報システムについて、令和7年度末までに国が示した標準仕様に適合したシステムに移行する情報システムの標準化を進めております。本市では、これまで住民基本台帳への登録はないものの、行政サービス上、記録しておく必要がある、いわゆる住登外者と言われる方々について、各業務システムで個別に管理しておりましたが、このたびの情報システムの標準化に伴い、宛名番号と呼ばれるマイナンバーとは異なる一意の番号で登録管理する機能を新たに使用することになりました。この新たな機能、住登外者宛名番号管理機能と呼ばれておりますけれども、この使用については、令和6年4月4日付のデジタル庁の通知により、マイナンバーの利用有無にかかわらず、マイナンバー法で規定されている自治体独自でマイナンバーを利用する場合に、条例で定める事務に該当するとされたことから、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、内容をご説明いたします。1ページを御覧ください。別表第1は、本市で独自にマイナンバ

一を利用する事務を規定しており、新たに住登外者の情報の管理に関する事務を追加するものでございます。

2ページを御覧ください。別表第2は、本市で独自にマイナンバーを利用する事務において市役所の庁内での連携が可能な事務を規定しており、それぞれの事務において取り扱うことができる情報に住登外宛名情報を追加するものでございます。

また、2ページ目の下段から4ページにかけまして、別表第2の第5項として、住登外宛名情報の管理に関する事務を追加し、この事務で取り扱うことができる情報を追加するとともに、第6項としてマイナンバー法で規定している事務においても住登外宛名情報を取り扱うことができるよう追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日を令和7年12月8日とするものです。

議案第69号の説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

水柿委員。

○委員（水柿美幸君） すみません。ご説明ありがとうございます。1点だけ簡単な質問なのですが、この住登外者という方たちを、別に番号というか別な管理されていたとおっしゃいましたが、具体的にどんな方が当たるのか、その辺をお伺いします。

○委員長（中座敏和君） 飯島情報DX推進課長。

○情報DX推進課長（飯島紀幸君） 住登外者でございますが、住民登録にない、市民ではなくなりました方になりますけれども、ただ本市に例えば土地をお持ちになっていてほかの市に行ってしまった場合、その場合、固定資産がかかりますので、その税金に関してその方に通知を出す必要がございますので、その方の住所等を管理する必要があります。ということで、そういった市民でない方、本市に住民登録でない方も管理しないと業務上不便が生じるということで、そういった住登外者の情報を管理するというものでございます。

○委員長（中座敏和君） 大丈夫ですか。

○委員（水柿美幸君） はい。

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第……

（「……聴取不能……」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 嶽君） すみません。今説明で理解したのですが、では今まで市民でなくなりた方への固定資産税の徴収なんかはどのようにしていたのかということと、あとこの住登外者の該当する人数はどのぐらいいるのかということをお聞きします。

○委員長（中座敏和君） 飯島情報DX推進課長。

○情報DX推進課長（飯島紀幸君） 住登外者に関しましては、その方を管理している業務ごとに個別で今お持ちになっていますので、それぞれで人数が異なっておりますので、その辺の人数に関してはちょっとお答えすることは今はできませんので、申し訳ございません。

また、通知等に関しましては宛名、その人の名前や住所等は個別に管理しておりますので、そちらで管

理して宛名情報を使って固定資産税の通知等を出しますので、それで納めていただくという仕組みでございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 嶽君） 分かりました。そうしますと、個別で持っているから、それをつなぐという理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（中座敏和君） 飯島情報DX推進課長。

○情報DX推進課長（飯島紀幸君） これまで各システムで持っていたのですが、国の標準化ということで、今度は国が定める、もう決まった仕様がございまして、それで全国一律に同じ機能を使いましょうということで、その機能を使う場合には、今回このような条例改正が必要になりますよというのは国の通知で出ておりますので、今回このようにさせてもらっているところでございます。

○委員長（中座敏和君） 國府田委員。

○委員（國府田和弘君） では、これの該当するかどうか、ちょっと事例を挙げさせてもらって、こういうのを使えるのかどうかというのをお伺いしたいのですけれども、今ちょっと僕が取りかかっているのがありますと、市内に市営住宅あります。市営住宅で高齢者が亡くなりました。亡くなった後、残置物あります。誰かがこれは相続があるので、親御さんがどこかにかいりと思うのです、親族の方が。その人が市外または県外とかにいるときに、今はいろいろ督促を出しているのですけれども、ずっと残地物はそのまま片づけてくれないです。家賃はずっと払っているのです、その人の息子さんだかが。そういう場合に、その人が仮に引っ越してしまった場合は、今までにはもう追えなくなるかと思うのですけれども、そういうのも、その人が登録されるということで、これからもずっとその人が引っ越したとしても追えるような状況になるのかどうかというのをちょっとお伺いしたいのですけれども。

○委員長（中座敏和君） 飯島情報DX推進課長。

○情報DX推進課長（飯島紀幸君） 基本的にはこちらで登録した情報が一意で登録されておりますので、今度は4情報で追いますので、共通機能で解されるマイナンバーは全部同じになりますから、1人になりますので、追うことが可能になると考えております。

○委員長（中座敏和君） ほかにいいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第69号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第69号の採決をいたします。

議案第69号「筑西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で企画部の審査を終了します。ここで執行部の入替えをお願いいたします。

[企画部退室。財務部入室]

○委員長（中座敏和君） 次に、財務部所管の審査に入ります。

議案第70号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、財務部所管の補正予算について審査を願います。

なお、議案第70号については複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、討論、採決をしたいと存じます。

財政課から説明を願います。

大木財政課長。

○財政課長（大木祐二君） 財政課の大木です。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて失礼します。

議案第70号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、財政課所管の補正予算についてご説明いたします。

一般会計補正予算（第4号）10ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書2、歳入でございます。ページ中段になります。款15国庫支出金、項4交付金、目2総務費交付金、節18説明欄1、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4,049万円の増額をお願いするものでございます。これは、第2回議会定例会においてご承認いただいた水道料金の基本料金、これの半額を補助する水道事業減免事業について、さらに1か月間延長するための財源とするものでございます。

なお、当該事業につきましては、あさってに開催されます経済土木委員会におきまして、事業所管課からの詳細な説明があり、ご審議いただくことになりますことから、ここでの説明は割愛させていただきますので、ご了承願います。

続きまして、11ページを御覧願います。下から2段目になります。款20、項1、目1、節1繰越金、説明欄1、前年度繰越金5億4,938万5,000円の増額は、今般の補正予算に伴う収支調整のため増額をお願いするものでございます。

続きまして、12ページを御覧願います。3、歳出でございます。ページ一番下になります。款2総務費、項1総務管理費、目79諸費、説明欄、償還金1億7,325万6,000円の増額は、過年度分の国庫支出金及び県支出金について超過交付された額を返還するため増額をお願いするものでございます。返還金の詳細につきましては、別にお配りしております令和7年度補正予算概要説明書に当該返還金の一覧を添付しております。

今回の返還金の主なものとしましては、生活保護者扶助事業や障害福祉サービス給付事業などにおきまして、令和6年度の実績が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

財政課所管の説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

水柿委員。

○委員（水柿美幸君） ご説明ありがとうございます。10ページの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、これは経済土木のほうでやられるということなのですが、この金額4,050万円になった経緯、水道の減免にしたからこの金額になったのか、国からどのぐらいのボリュームで交付されるというから何か検討されたのか、その辺のこれになった経緯をお伺いします。

それから、これは12ページの基金管理費は財政課ではなかったのでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員（水柿美幸君）（続）そうですか。では、そこだけお願ひします。

○委員長（中座敏和君） 大木財政課長。

○財政課長（大木祐二君） 答弁いたします。

今回の補正予算でお願いしております物価高騰対応重点支援地方創生事業につきましては、本年5月27日に閣議決定されました國の予備費を財源として追加されました物価高騰対応重点支援地方臨時交付金、これが4,000万円、約4,000万円の追加交付がございました。その4,000万円でできることということで、特定の分野に支援するのではなく、6月議会に上程しました水道事業、これと同じような考え方で、市民の皆様に広く支援が行き届く、そういう事業ということで、今回6月補正と同様、同じ水道事業減免事業を選定させていただいたところでございます。

○委員長（中座敏和君） 國府田委員。

○委員（國府田和弘君） ありがとうございます。物価高騰対応重点支援地方創生事業なのですけれども、1か月分追加の予算ということで、これはほか、水道以外にも、多分これは公共住宅とか施設などにも予算として使えた予算だったと思うのですけれども、なぜ1か月分ここ水道にしたのかという理由があればお伺いしたいと思います。

○委員長（中座敏和君） 大木財政課長。

○財政課長（大木祐二君） 答弁いたします。

先ほど水柿委員のほうでもお答えさせていただきましたが、特定の分野というところも考えたのですが、そうではなく、やはり広く市民に行き渡る事業と考えたときに何がいいかということで、確かにいろいろメニューと分野にその交付金の活用は可能なのですけれども、そういう観点から、今回も水道事業減免事業、こちらを選定をさせていただいたところでございます。

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

以上で財務部の審査を終了します。

ここで執行部の入替えをお願いいたします。

[財務部退室。市民環境部入室]

○委員長（中座敏和君） 次に、市民環境部所管の審査に入ります。

議案第70号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、市民環境部所管の補正予算について審査を願います。

市民課から説明願います。

岩渕市民課長。

○市民課長（岩渕規子君） 市民課の岩渕と申します。よろしくお願ひいたします。着座にてご説明させていただきます。

議案第70号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、市民課所管の補正予算についてご説明いたします。

初めに、10ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款15国庫支出金、項3委託金、目2総務費委託金、節1総務管理費委託金、説明欄3、中長期在留者住居地届出等事務委託金108万4,000円の増額をお願いするものでございます。内容につきましては歳出にてご説明いた

します。

次に、13ページを御覧願います。3、歳出でございます。款2総務費、項3目1戸籍住民基本台帳費、節17備品購入費、説明欄、中長期在留者住居地届出等経費に108万4,000円の増額をお願いするものでございます。これは、法改正によりマイナンバーカードと在留カード等の一体化を進めている事業におきまして、カード情報の処理に係るパソコン等の購入費でございます。

なお、費用につきましては、歳入でご説明いたしました中長期在留者住居地届出等事務委託金により国から全額措置されるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、消防防災課から説明を願います。

國府田消防防災課長。

○消防防災課長（國府田 武君） 消防防災課、國府田です。どうぞよろしくお願ひします。着座にて説明させていただきます。

議案第70号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、消防防災課所管の補正予算につきましてご説明いたします。

11ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款21諸収入、項6目6雑入、節14雑入（消防）、説明欄2、消防団員退職報償金1,504万円の増額補正をお願いするものでございます。詳細につきましては歳出にてご説明いたします。

次に、16ページを御覧願います。3、歳出でございます。款9、項1消防費、目2非常備消防費、節7報償費、説明欄、消防運営事務費1,504万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、令和6年度に退職された勤続5年以上の消防団員に係る退職報償金43名分でございます。この消防団員退職報償金は、筑西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例に基づき、勤続5年以上の団員に対し、勤続年数及び階級に応じて支払うもので、当初予算要求時、退職団員数が未確定であったことから、今回補正をお願いするものでございます。対象者の内訳でございますが、勤続年数が5年以上10年未満が16名、10年以上15年未満が9名、15年以上20年未満が7名、20年以上25年未満が8名、25年以上30年未満が1名、30年以上が2名で、合計43名となっております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） この43名の方が退職されたということなのですが、43名も消防団員が退職されて、後任はどのぐらいいらっしゃるのかというのを伺います。

○委員長（中座敏和君） 國府田消防防災課長。

○消防防災課長（國府田 武君） お答えいたします。

今回43名につきましては、5年以上お勤めされました消防団員になります。実際に退団された合計につきましては49名となっております。新たに令和7年4月1日現在で42名、新たに消防団員となっておりま

す。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 石嶋委員、大丈夫ですか。
ないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、市民安全課から説明願います。

川崎市民安全課長。

○市民安全課長（川崎智史君） 市民安全課の川崎です。よろしくお願ひします。着座にて失礼します。
議案第70号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、市民安全課所管の補正予算について説明いたします。

12ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目14交通安全対策費、節18負担金補助及び交付金、説明欄、交通安全対策推進事業90万円の増額をお願いするものでございます。これは、道路交通法改正により令和5年4月から全ての自転車利用者に対し、ヘルメット着用が努力義務化されたため、ヘルメットを購入する市民の経済的負担を軽減し、着用の推進及び事故の被害の軽減を図ろうとする助成金でございます。助成対象は全市民とし、助成率は購入費の2分の1、上限3,000円でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

水柿委員。

○委員（水柿美幸君） ご説明ありがとうございます。簡単ですが、そのほかに申請の中で条件とか、特にありましたらお伺いします。

○委員長（中座敏和君） 川崎市民安全課長。

○市民安全課長（川崎智史君） 水柿委員のご質問にお答えいたします。

条件は、一応市内の量販店で購入が原則となっております。ネットでの通販は認めない形としております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） 分かりました。ネットではなく市内で買うということ。

これ申請というのは、窓口で申請ですか、それともネット申請。今は少しづつ増えてきていますけれども、どういう手続をしたらいいのかお伺いします。

○委員長（中座敏和君） 川崎市民安全課長。

○市民安全課長（川崎智史君） お答えいたします。

今一応窓口とネットでの申請を検討し、進めております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） ほかにいいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

以上で議案第70号について全ての部の説明、質疑を終了しました。

議案第70号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第70号の採決をいたします。

議案第70号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、所管の補正予算について賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で市民環境部の審査を終了します。

執行部は退席をお願いします。お疲れさまでした。

[執行部退席]

○委員長（中座敏和君） 以上で総務企画委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任いただきたいと存じます。

以上をもちまして総務企画委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時38分